



滞納者の「搜索」を実施しました

搜索? 税金が定められた期限までに納付していただけない場合、督促状を送付し納付のお願いをしています。それ以外にも、催告書を発送したり、税務課職員が電話や訪問等による納付のお願いをしたりする場合があります。その後も納付していただけない場合、やむを得ず財産調査や搜索を実施し、財産の差押え（動産・不動産・債権・その他）を行うこととなります。差押後も完納していただけない場合、差押財産を公売したりすることにより滞納税に当てることとなります。



■ 9月に2件の家宅搜索による動産差押えを行いました

①実施状況

せたな町・檜山振興局共同で搜索班を編成し、5～8人体制で滞納者の自宅や事務所の搜索（強制調査）を行いました。

②実施結果

搜索では、自宅等で発見された現金や差し押さえる財産として価値のある動産等について即時で差押えるほか、強制的な調査により帳簿類、預金通帳等で判明・確認された預金や売掛金などの債権についても同様に差押えが行われます。今回の搜索で差押えた財産の主なものは次のとおりです。

差押財産名称	数量	差押財産名称	数量
発電機	1台	二灯式ハロゲンヒーター	1台
電子計量器	2個	健康マッサージャー	1台
壁掛時計	1個	ショルダーバッグ	1個

③今後の対応

給与や預貯金など各種財産についての厳格な滞納処分、タイヤロックによる自動車等の差押えのほか、納税について誠意の見られない滞納者に対しては、自宅や事務所等関係先の搜索など、厳正・公平な徴収対策を積極的に実施してまいります。なお、今回差押えた動産はインターネット公売で売却し、滞納税に充当していくこととしています。

税についてのお問い合わせは

せたな町役場本庁税務課 ☎0137-84-5111

瀬棚総合支所地域町民課税務係☎0137-87-3311 大成総合支所地域町民課税務係☎01398-4-5511

防災情報の携帯メール配信サービスについて

- 北海道では、気象庁が発表する気象情報（気象警報、地震情報、津波情報など）のほか、市町村が発表する避難情報（指示・勧告・解除など）をあらかじめ携帯電話のメールアドレスを登録することにより、メールで災害情報を配信するサービスを行っています。登録することで、いつでもリアルタイムに防災情報を入手することが可能となりますので、ぜひご登録ください。また、NTTドコモのエリアメールサービスでも、せたな町の情報を11月1日から入手することが可能になります。
- 詳しくは、せたな町ホームページをご覧ください。また、担当までお問い合わせください。



【問い合わせ先 本庁総務課 防災係 ☎0137-84-5111】

中学校卒業前までのお子さんを持つ皆さんへ
10月から「子ども手当」が
変わりました！



【申請が必要です】 10月分からの子ども手当を受け取るためには、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村(公務員の方は勤務先)へ申請をしてください。

※平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

【ご注意ください！】 以下の方は速やかに申請してください。(3月までに申請しても、さかのぼって受け取れません。)

- ▶10月以降に他の市町村へ転居した方
- ▶10月以降にお子さんが生まれた方(10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。)

■町内業者でマイホーム！
新築すると50万円！

町では、マイホームの建設を促進し、地域経済の活性化と定住化を図ることを目的とし、「せたな町持家建設促進奨励金」制度を、昨年4月から平成25年3月31日まで制定しています。この奨励金は、町税を滞納していないなどの諸条件がありますが、町内にご自身の居住する住宅を町内業者により新築する方に対して、50万円の奨励金を交付するものです。(ただし、移転補償に係るものは対象外です。)

●奨励金の交付を受けるには…

- ①せたな町持家建設促進奨励金交付申請書
- ②住宅建設工事契約書等の写し
- ③その他町長が指定した書類

上記書類を提出していただきます。

●詳しくは担当者までお問合せください。

●問い合わせ先 本庁総務課 まちづくり推進係
☎0137-84-5111



■訓練想定

『南西沖を震源とする地震発生、津波警報発令』
～瀬棚港総合防災訓練～

10月5日、瀬棚港で総合防災訓練が行われました。訓練は、瀬棚海上保安署・第一管区海上保安本部函館航空基地・せたな警察署・せたな消防署瀬棚支署・日本水難救済会瀬棚救難所・ひやま漁協瀬棚支所・せたな町など防災関係、団体が集まって人命救助や流出油防除訓練などが行われました。訓練想定は【北海道南西沖を震源とする地震発生、日本海沿岸南部に津波警報発令】とし、消防車や救急車、ヘリコプターなども出動し、本番さながらの訓練を行い救急技術の向上や救難防災体制の確認が行われました。



災害はいつ起こるかわかりません。「備えあればうれいなし」、日ごろから避難場所、避難経路を確認し、自分の身は自分で守っていきましょう。

『税を考える週間』

11月11日(金)～17日(木)

テーマ

「税の役割と
税務署の仕事」

■国税庁のIT化・国際化への対応及び国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用しよう！

■所得税の予定納税(第2期分)の納付をお忘れなく！

納期期間:11月1日(火)
～30日(水)

【お問い合わせ先】

八雲税務署

☎0137-63-2148

■福島県から移住した佐藤さんへ生活支援



10月5日、福島県福島市から瀬棚区に移住した佐藤麻衣さんに、町長から生活支援一時金が渡されました。佐藤さんは今年8月に市民団体の招きで約3週間せたな町に滞在し戻られましたが、福島第1原発事故の影響が懸念される福島市から移住に踏み切り、せたな町で新生活を始めることになりました。町では東日本大震災により被害を受け移住する方に、平成25年3月31日までを期限に支援をしています。

